

## 6月の相談窓口

※対象は市民のみ、相談は無料です。秘密は固く守りますので気軽に利用してください。  
相談業務は、いずれも正午～午後1時は休みます。

名 称	相 談 員	と き		と こ ろ	問い合わせ
市 民 相 談	市民相談員	毎週(月)～(金)	午前8時30分～午後5時	市役所相談室(北庁舎1階)	市民課相談係 (☎71)2222)
法 律 相 談	弁護士	毎週(金)	午後1時～5時		
		要予約…5月20日(火)～前日午前9時～午後5時(先着各7人) ※同じ内容は1回限り。キャンセルした人は翌々月からの受け付け。			
交 通 事 故 相 談	司法書士	2日(月)・16日(月)	午後1時～4時		
		要予約…5月20日(火)～前日午前9時～午後5時(先着各6人)			
行 政 相 談	行政相談委員	4日(火)・18日(火)	午後1時～4時30分		
人 権 相 談	人権擁護委員	10日(火)・24日(火)	午後1時～4時		
相 続・登 記・測 量 相 談	司法書士・土地家屋調査士	25日(火)	午後1時～3時		
市民女性悩みごと相談	女性悩みごと相談員	毎週(火)	午前10時～午後4時		
外 国 人 相 談	ポルトガル語通訳者	毎週(火)	午前9時～正午		
年 金 相 談	社会保険労務士	5日(木)	午前10時～午後3時	市役所相談室(北庁舎1階)	国保年金課 (☎71)2231)
税 务 相 談	税理士	4日(火)	午後1時30分～4時	市役所相談室(北庁舎1階)	市民税課 (☎71)2213)
消 費 生 活 相 談	消費生活相談員	要予約…7月2日(火)の予約も可(先着8人)			
弁 護 士 に よ る 消 費 生 活 相 談	弁護士	24日(火)	午後1時～3時	市役所相談室(北庁舎1階)	商工課 (☎71)2235)
労 働 相 談	県産業労働政策課職員	要予約…2日(月)午前9時から(先着4人)			
職 業 相 談・紹 介	ハローワーク相談員	12日(木)	午後1時～4時	市役所西会館	子育て支援課 (☎71)2229)
ひ と り 親 家 庭 相 談	母子自立支援員・市職員	要予約…10日(火)午後5時まで(先着6人)			
児 童 相 談	家庭相談員	毎週(金)	午前9時～午後5時	市役所西会館	市役所子育て支援課
内 職 相 談	内職相談員	毎週(金)	午前10時～午後3時		
乳 幼 児 の 子 育 て 相 談	保育士	毎週(月)～(土)	午前9時～午後5時	市子育て支援センター(☎72)2317)	市子育て支援センター(☎72)2317)
		毎週(月)～(金)			
ボ ラン テ ィ ア 相 談	ボランティア相談員・社会福祉協議会職員	毎週(火)・(木)・(土)	午前10時～午後3時	社会福祉会館	社会福祉協議会総務課(☎77)2941)
心 配 ご と 相 談	民生委員・児童委員	毎週(火)・(土)	午後1時～4時	総合福祉センター	社会福祉協議会地域福祉課(総合福祉センター内) (☎77)7889)
子 ど も 生 活 相 談	元情緒障害児施設職員	7日(土)→北部・桜井福祉センター			
		14日(土)→中部・安祥・西部福祉センター			
		18日(火)→南部公民館			
		28日(火)→作野福祉センター ※午後1時～4時(西部福祉センターは午前9時～正午)。			
福 祉 法 律 相 談	弁護士	14日(火)・28日(火)	午後1時30分・3時	総合福祉センター	総合福祉センター
障 害 者 更 生 相 談	身体・知的障害者相談員	要予約…各相談日の前々日午後5時15分まで(月)を除く。先着各1人)			
		18日(火)	午後1時～4時		
心 の 電 話	社会教育指導員	要予約…1日(火)～14日(火)午前8時30分～午後5時15分(月)を除く。先着6人)		教育センター	教育センター (☎76)9674)
		12日(火)	午後1時～4時		
		要予約…10日(火)午後5時まで(先着6人)			
ふ れ あ い 相 談・就 学 相 談	臨床心理士	毎週(月)～(金)	午前10時～午後5時		
		要予約…随时受け付け			

# 元気っ子アルバム

お子様の写真を載せませんか。  
まずは電話かEメールで広報広聴係  
(☎71)2202 / [info@city.anjo.aichi.jp](mailto:info@city.anjo.aichi.jp)

# マキシマリリアン楓ちゃん(5歳)



おばあちゃんに  
買ってもらった赤  
い帽子が大好き！  
ママのカメラを見  
るとニコニコし  
ちゃいます♪  
(福金町)

じょうとうりんた  
城頭凜多くん(右・6ヶ月)  
こうた  
孝汰くん(左・6ヶ月)



ぼくたち双子だよ。おしゃべりな「りんた」と、食いしんばうな「こうた」。一緒に元気に大きくなるよ。  
(住吉町)

岩瀬莉唯ちゃん(11ヶ月)



おさんぽがだい  
すき♡  
だいすきなさん  
りんしゃで、パパ  
のおむかえにも行  
くよ♪  
(寺領町)

ともき  
杉浦智希くん(11ヶ月)



僕のお部屋だよ。  
洗濯かごが、だー  
いすきつ！  
前歯も生えてき  
たんだよ!!

納稅  
NEWS

**税金は期限までに納付しましょう！**

税金が納期限までに納付されないと、法律上、延滞金(※)が加算されます。納付書で納める人は、忘れずに納付してください。口座振替の人は、納期限(振替日)前日までに通帳残高をご確認のうえ、振替日翌日以降に記帳による納付確認をお願いします。

※延滞金の割合などの詳細は、お問い合わせいただくな  
くか、市公式ウェブサイト内「自主納税と滞納」ページをご覧ください。

問►納稅課(71)2216



納付書な

¥ 今月の納税など

納期限：6月2日(月)  
口座振替日：6月2日(月)

- ▶ 軽自動車税 全期
  - ▶ 水道料金・下水道使用料  
(JR東海道本線以南。  
二本木・緑町を含む)
  - ▶ 保育園保育料
  - ▶ 幼稚園授業料
  - ▶ 市営住宅家賃
  - ▶ 児童クラブ育成料

安城市民憲章

わたくしたちは、

- \*たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
- \*きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
- \*自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
- \*教養を高め、若い力を育てましょう。
- \*健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。